

幕末期における善光寺町の家作形態と生業

多和田 雅保

The Form of Houses and the Occupation of Inhabitants in Zenkoji City
at the End of the Edo Period

M a s a y a s u TAWADA

はじめに

本稿の目的は、幕末の信州善光寺町における個別町の景観について、町屋敷ごとの土地・建家に対する所有関係に注目しながら可能な限り復元すること、および商工業を中心とする人々の生業のありさまを、町の中で空間的に位置づけることである¹。

近世善光寺町は信州最大の都市であり、多くの商工業者が居住していた。彼らの活動を記したまとまった研究としては、小林計一郎による『長野市史考』が重要である²。小林は木綿や薪、塩、穀物、紙など、善光寺町で売買されていた主要な品目を網羅的にとりあげ、それらの売買のありかたを説明するとともに、市場の様相についても解説するなど、広く目配りした叙述を行っている。そのなかで、善光寺町の内部における商工業の空間分布について、商業のありかたと関連させながら説明している箇所があり、おおよその様子うかがえる³。しかし、店舗の形状と売買のありかたがいかなる関係を持ったかにまで踏み込んだ検討はなされていない⁴。

小林によれば、毎年2月善光寺町では家業改が行われ、それを記録した家業帳が作成されたという⁵。家業帳のうちいくつかは現存している。本稿ではそのうちの1つである、弘化5(嘉永元、1848)年3月付の、表紙に「家業御改帳」(以下括弧を外して表記)と題された帳簿に注目したい⁶。この帳簿は西町・天神宮町・下西之門町・阿弥陀院町に居住していた人々の「家業」を書き上げたものであり、全文が『長野県史』に翻刻されている。

弘化5年家業御改帳を用いた業績としては、樋口和雄と北原糸子の論考がある⁸。樋口は善光寺町における女性たちの生活を描くなかでこの史料を用いており、記載されている279戸のうち39戸の世帯主が女性であること、彼女たちの多くは「賃糸稼」で生計を立てていたことを明らかにしている。いっぽう北原は、「家業」を彼らの従事した職業ととらえ、西町ほか3町における職業分類と家持(屋敷所持者、善光寺町では大家といった)・地借・屋代・店借の「階層」分布を示したうえで、ほぼ1年前の弘化4年3月24日に発生した善光寺地震の復興過程について論じている⁹。

北原の研究は興味深い、町の内部構造の解明という点で問題はないだろうか。北原は分析にあたって、さまざまな職業に就く人数について、太物・古着の商業に従事する者が西町では28戸、天神宮町では3戸といったぐあいに、町ごとの戸数の内訳として示している。また「階層」についても、たとえば西町では家持36%、地借39%だが、天神宮町ではそれぞれ19%、50%であるといった具体的に、町を単位として割合を計っている。しかし、町の枠組みに基づいて、地借・店借などを「階層」として一括することははたして妥当なのか、職業分布と「階層」との関係がどのようになっているのかなど、いくつかの点で疑問点が積み残されていると考えられる。そのためには個々の町屋敷を単位として、住民がいかなる生活空間を形成していたのかを復元することが重要である。

吉田伸之は同様の観点から、かつて南和男によって分析が加えられた江戸麹町十二丁目の人別帳

を再検討し、個々の店を基準とした生活世界の把握を試み¹⁰、裏店における民衆世界が、表店=常設店舗に依拠して構築される生活世界と「決定的な落差」を持つという、きわめて重要な事実を明らかにした。本稿は吉田の研究方法に大きく学んでいるが、巨大都市江戸とは異なった、善光寺町独自の都市社会の特質を浮かび上がらせる必要がある。

本稿では樋口、北原と同じく西町の家業御改帳を用い、①屋敷割の様相、②屋敷の内部構造、③民衆の生業の3点について検討し、①から③相互の関係を考察したい。検討対象は主に西町であり、下西之門町、天神宮町、阿弥陀院町の事例で補足を行う。なお、善光寺町における個別町の構造分析は、大門町を素材として山本哲徳・土本俊和によってなされており、今でも学ぶ点が多い¹¹。

1. 屋敷と家業の分布の復元

i 屋敷割の復元

ごく大まかにいえば、近世の善光寺町は善光寺からまっすぐ南に延びる通り（北国街道の一部）に沿った大門町を中心軸として、東西に対称的に展開していた（図1）。西町は大門町の西に並行して南北に延びる道を挟んだ両側町である¹²。後に検討する「軒並御改帳」から西町を貫通する道路に面した屋敷の間口を総合計すると、161間余の数字が得られ、大門町に匹敵するかなり長大な規模の町だったことがわかる¹³。

近世の善光寺町には多くの町が展開していたが、そのなかでも「八町」（大門町、東後町、横町、東町、西町、北之門町、岩石町、桜小路）に庄屋が置かれ、彼らがそれ以外の町の庄屋を兼帯していた。西町の庄屋は下西之門町、天神宮町、阿弥陀院町を管轄していた。下西之門町は西町を貫通する道路がさらに北に延び、その両側に展開していた。天神宮町は西町南半部の西側に、西町を貫通する道路と並行する道に沿った片側町である。阿弥陀院町は西町と下西之門町の境から西に直行する道路の両側に存在した。幕末期の個別町の人口はわからないが¹⁴、明和元（1764）年「御領分人数並七十歳以上之者抜書」に書かれている各町の「人数」によれば、西町、天神宮町、阿弥陀院町、下西之門町の順に703人、200人、172人、75人であり、西町が突出して多い。なお4町合計の1150人は、善光寺町全体の4204人のほぼ4分の1を占める¹⁵。

『長野県史』建築美術編に所収されている善光寺町「町割・屋敷割復元図」は、江戸時代から大正期頃までの町割および屋敷割を現在の地形と照合するため、明治期から昭和期にかけて作成された地籍図と、現代の国土基本図を対照させて作成した労作だが、本稿との関係でいえば1つだけ問題がある。明治7（1874）年、善光寺町の西外れに長野県庁が設置された際、西町の建造物の一部

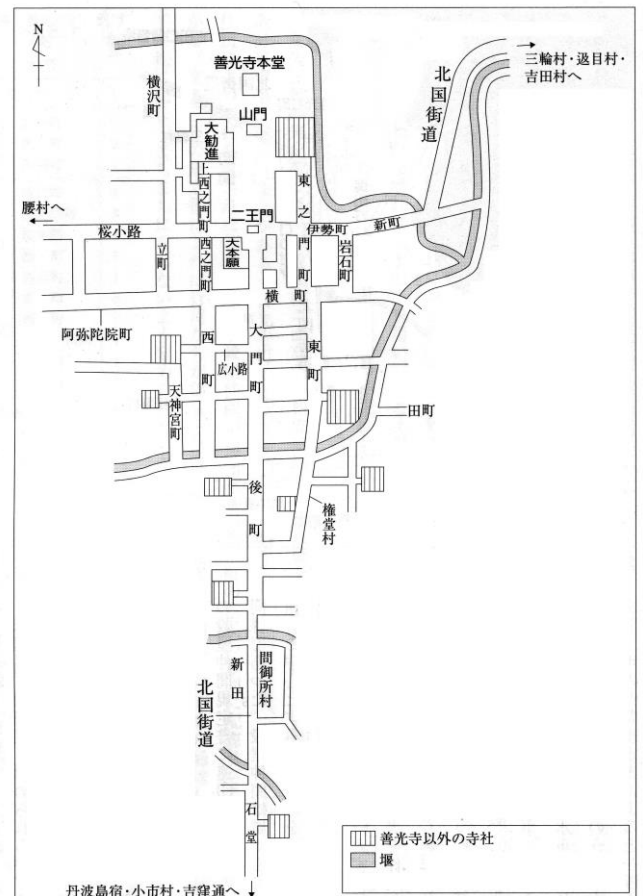


図1 天保期における善光寺町・後町口の村々

を破却して西に向かって新道が開かれたが¹⁶、「町割・屋敷割復元図」はこの新道も含めて記載している。そのため近世段階の屋敷割を忠実に復元できているとは言いがたいのである。

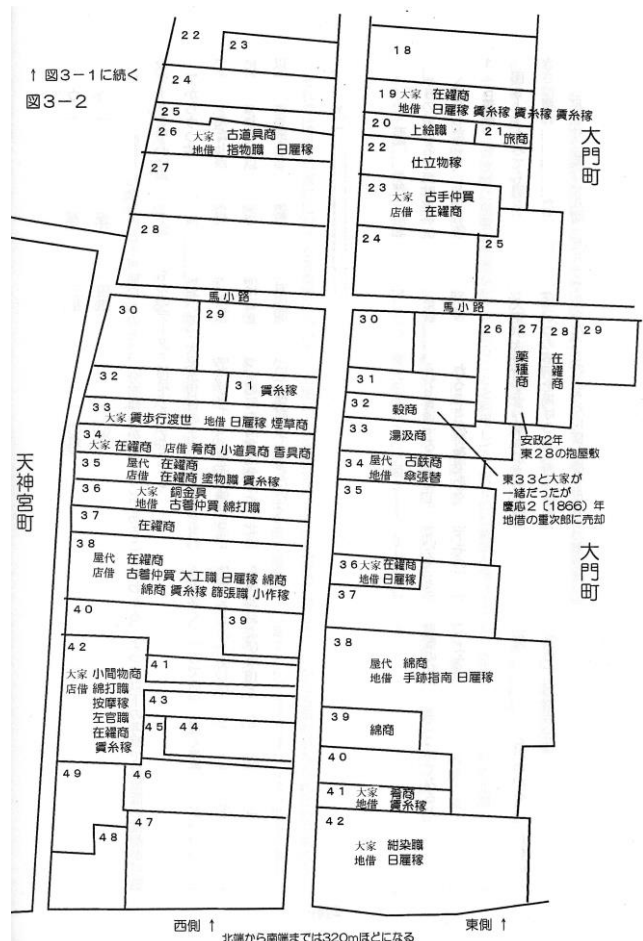
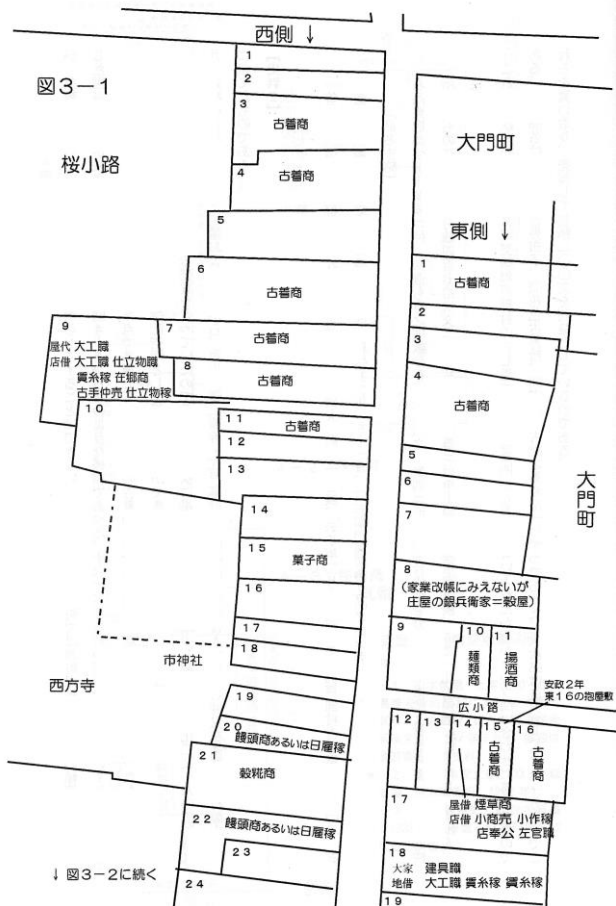
本稿では西町の屋敷割の様相を改めて復元しなおすこととする。そのために用いるのは安政2（1855）年付「軒並御改帳」（以下括弧を外して表記）¹⁷である。帳の最後に4町の組頭（西町10名、天神宮町2名、阿弥陀院町3名、下西之門町2名）および庄屋銀兵衛の署名と押印がある。

軒並御改帳の書式は図2に例示したとおりである。屋敷ごとの輪郭を線で示し、①屋敷の位置・方角、②寸法¹⁸、③年貢高および賦課役、④屋敷所有者＝大家の名前が記載されている。軒並御改帳は屋敷ごとの所持者および年貢高、賦課役を領主＝善光寺側で把握するために作成、提出されたものだと考えられるが、①には記載例に「西側北方第三軒目」とあるように、道路に対してどちら側に屋敷があり、何軒目の屋敷であるかがいずれも明記してあるとともに、どの屋敷にも「表」と「裏尻」の間数が書かれており、どちらが表なのかを知ることができる。

このうち①と②をもとにして、屋敷の並び方について考察した結果得られたのが図3-1、3-2である。図のなかの個々の屋敷の左端に番号を振ったが、これは軒並御改帳の①に書かれた「第…



図2 軒並御改帳の記載例



軒目」とあるのに対応した数字である（図2で挙げた事例の位置と形状を図3で確認されたい）。大家・地借・店借の別及び家業については家業御改帳をもとに当てはめたものであり、後述する。みられるように、全体で中央の道を挟んで西側に50軒（うち1軒は「新屋敷」とあるが、場所については特定できなかった）、東側に42軒の屋敷を数える。以下、屋敷の位置については、中央を南北に走る通りの両側で番号を振り、西1、西2のとおりに称する¹⁹。

ii 屋敷の内部構造の復元

本稿でとりあげる家業御改帳は西町庄屋銀兵衛から「御役所」（大勸進であろう）に宛てられたものである。以下、西町について記録した箇所の一部を任意に抜き出して、記載事例を示す。

【史料1】

		八人口
一賃歩行渡世仕候、		喜平治 [㊦]
	右地借	七人口
一日雇稼仕候、		武兵衛
	同 断	二人口
一煙草商仕候、		庄三郎 [㊦]
		壺人口
一在糶商仕候、		重兵衛 [㊦]
	右 店	三人口
一肴商仕候、		助右衛門 [㊦]
	同 断	三人口
一小道具商仕候、		駒 蔵 [㊦]
	同 断	三人口
一香具商仕候、		八五郎 [㊦]

この事例からうかがえるように、家業御改帳には一筆ごとに以下の項目が記載されている。

家業名・戸主名 1人の戸主につき1つの職種が書かれているが、これが帳簿の表題にもある「家業」を指すことは確実であろう。「家業」は戸主自身が従事した職業であり、家に暮らす人々の生活をささえる生業としての意味を持っていたものと思われる。なお、戸主以外の家族が他の家業を担っていた可能性もあるが、家業御改帳には記載されていない。

家業の担い手の屋敷との関係 人名に肩書のない者と、組頭、誰々屋（家）代、誰々（抱）地借、誰々店などの肩書きがついた者が混在している。このうち肩書のない者と組頭は大家である²⁰。屋代については「地主から委託されて、地借、店借を管理し、地代や店賃集めなどをする差配人」とする北原の定義に従っておきたい。西町全部で大家61、屋代10、地借57、店30、計157筆を数える。

家内人数 「何人口」とある部分については、家族数だけを示すのか奉公人なども含んでいるのか確定ができない。この点に関して北原は、善行寺地震直後に帳簿が作成されたことをふまえ、混乱期であり正確な人数を把握できなかったのではないかと推測し、家族人数といわず「家内人数」と呼んでいる。人数の分布の傾向などについて、性急なまとめは避けたいが、大家、地借、店借などを問わず、ほぼすべての事例が1名から9名の間に入り、なかでも2名から5名の間がゆるやかなピークを形成している。基本的には家族の人数を示すものとみてよいだろう。

ところで史料1によれば、武兵衛以下2名が嘉平治の地借として記載され、さらに助右衛門以下

3名が重兵衛の店借として記載されていることがわかる。家業御改帳にはこのように、1人の大家あるいは屋代に続いて、単数ないし複数の地借ないし店借が、「右地借」などとして連続して記載されている事例が多くみられる。これは1つの屋敷内にこれらの地借、店借がまとまって居住している様相を表していると考えられる。

1人の大家（あるいは屋代）にすぐ続いて、地借あるいは店借が連続しているまとまりを1つの組とすると、西町全体で81組が得られる。一方前述した西町の軒並御改帳では、西町に関する屋敷の総数は91である。「家業御改帳」には、西町におけるほぼすべての屋敷における家業が地借、店借レベルまで記載されているとみてよいだろう。

それでは家業御改帳はどのように作成されたのであろうか。家業御改帳と軒並御改帳は作成年代が近く、そのため前者の大家のうち、後者でも名前が記載されているものが多く確認できる。この点に関連して北原は、家業御改帳は善光寺地震の後に作られたものだが、実際には震災直前の様相が反映されているとしている。そのことの当否については今すぐ判断できないが、屋敷の位置の推定という局面に限定すれば、2つの帳の照合はある程度可能である。

軒並御改帳に屋敷の位置が記してあることを利用して、両者の記載順を照合すると、家業御改帳は西町の北端から記載を始め、左右に数軒ずつ屋敷内の様子を記してジグザグに南下し、南端に至っている。実際の調査もその順に従って行われたのであろう。こうして見ると、家業御改帳のうち、81組中、41組については位置を確定することができる。図3-1、3-2における地借・店借などの地位と家業の記載は、このような手続きを経て記したものである（肩書きのないものは大家）²¹。ちなみに史料1の記載例は図3-2のうち西33、西34に対応している。

iii 屋敷の内部構造の類型

西町について、土地・建家に対する所有のありかたにはどのような傾向がみられるだろうか。上で述べた81組のうち、屋代を置かない組は71筆、屋代を置く組は10筆であり、屋代を置かない場合のほうがはるかに多い²²。その場合、大家自身がほぼ全員何らかの家業を担っていた²³。一方屋代を置く場合は屋代が家業を担った。以上の点をふまえ、それぞれの屋敷を大家、屋代、地借、店借の組みあわせから分類すると、表1の3とおりに類型可能である。ここでは略したが、位置の推定が困難な組でも分布傾向はほぼ同じである。以下の考察では位置の推定が可能なデータを中心に用い、困難なものデータで補足する。

表1 家業の位置が推定可能な屋敷の内部構造

	内訳	組数
ア	大家のみで構成	16
	地借のみで構成	3
	屋代のみで構成	2
イ	大家・地借が併存	11
	屋代・地借が併存	2
ウ	大家・店借が併存	3
	屋代・店借が併存	4

アからウの共通点は、西町全体において、大家が居付のまま自ら家業を営む場合が多く、一方で店借を置く屋敷の数が少ないことである。ただし西町は大規模であり、屋敷の位置だけみても、南北に伸びる通りに面するものと面しないもの、小路に面するものなどに分けられる。以下本稿ではこの点に留意しつつ、西町を南北に分けて、北端から西23および東18までを北半部とし、西24、東19以降を南半部として、屋敷と家業の対応関係について検討していきたい²⁴。

2. 西町北半部の屋敷と家業

i 道に面した屋敷

西町を貫通する道に面した屋敷の利用形態についてみると、**類型ア**が多く存在すること、しかも特定の業種が多くみられることが特徴としてあげられる。

(1) 古着商

図3-1をみれば明らかだが、大家が古着商を営む事例がこの空間のさらに北のほうに集中している²⁵。屋敷の大きさは概ね共通していたが、参考までに2つの事例を掲げると、西3は間口4間5尺8寸、奥行14間4尺5寸であり、西6は間口6間3尺5寸、奥行18間1尺8寸であった。このような規模を持つ古着商の屋敷は、西町全体の中では比較的規大であったといえるが、屋敷の内部における建物の位置関係を明らかにすることはできない。しかし近世善光寺町では西町以外で屋敷内の建築の様相を示した図がいくつか残されており、それらはたとえば図4のような様相であった²⁶。すべて異なる町の屋敷であるが、表に建家か見世が立ち、奥に土蔵がある構造であった点で共通している。西町の古着商はいずれも地借、店借を置いていなかったため、屋敷内部については表を営業に用い、奥を家族の生活空間として用いることができたとみられる。

彼らはどのように商売を行っていたのであろうか。次に掲げる史料は、時期は少し遡るが、文化2(1805)年9月、西町の古着商大次郎と庄屋および組頭から、戸川大学(達旨・江戸幕府先手鉄砲頭)組の役人である石井又左衛門と高村源右衛門にあてたものである²⁷。

【史料2】

差上申一札之事

一善光寺領信州水内郡西町百姓二而、古着屋いたし候大次郎奉申上候、去子年二月中、同州更科郡戸部村古着屋六右衛門方、衣類買取候義有之哉之旨、御尋ニ御座候、此段去子年二月十一日、六右衛門義所持之品之由ニ而

(品名中略。木綿柿色古男布子、同花色古男袴、同御納戸古継之男布が1つずつ)

右品買取候様申聞候ニ付、相違も有之間敷与存、証人無之、無判ニ而右品都合代金壱分錢式百七拾貳文買取申候、右品名前住所不存もの江、代金壱分錢四百七拾貳文ニ而売払申候、御尋ニ付申上候通相違無御座候、依之一札差候処如件(年月、差出人、宛先略)

これは大次郎が前年の2月、更級郡戸部村の古着屋である六右衛門から衣類を買い入れたか否かという問い合わせに答えたものである。戸部村は善光寺町も含む長野盆地において、千曲川と犀川に挟まれた広大な沖積平野である川中島平に位置しており、幕末当時は上田藩領の飛地だった。西町からは犀川を渡って南南西に約7kmの距離にあった。大次郎は証人をとらずに金1分余りでこれらを買取り、自己のものとしたうえで、売却して差額200文を利益としている。

先行研究によれば、当時古着は上方を中心として、全国規模で流通していたことが明らかにされており²⁸、西町の古着商が遠隔地から仕入れていた可能性もあるが、今のところそのような事例は検証できない。本稿では**史料2**のように、川中島の商人から買い入れた事例を重視しておきたい。いっぽう大次郎が売却した相手は「名前住所不存」であり、小売を表しているとみられる。この場合古着を売却した場合は、道に面した表の建家=表店だと考えられる。

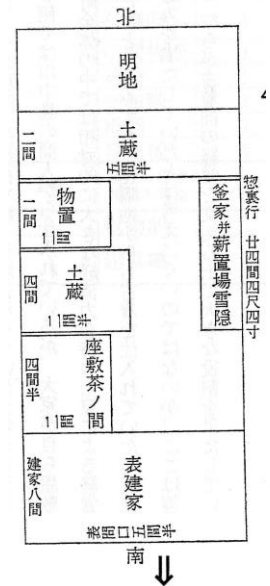


図4 善光寺町における家作形態例①

ほかの古着商も同様の経営を行っていた可能性は高いだろう。彼らにかんする史料は現時点では少ないが、大家が自ら屋敷を利用して商売を行う点、屋敷の規模なども合わせて判断すると、善光寺町全体の中では相対的に大きな経済力を持った家による経営だったとみることができる。

江戸における古着の流通状況は、吉田伸之と杉森玲子によって解明されている²⁹。それによると①富沢町に古着市場があり、富沢町周辺の町々に10軒未満の地古着問屋が存在したこと、②江戸市中に2000人を超える古着買が存在し、古着を買い集めて地古着問屋に売っていたこと、③地古着問屋は下り古手問屋を兼業しており、上方や江戸地廻りからも集荷を行っていたこと、④こうして集められた古着は富沢町の市場で仲買によって卸売されていたこと、⑤市場での買い付けには「奥筋并近在」の旅人と江戸市中に1500人あまり存在した古着屋が参加し、前者によって広域に売り広められていくか、後者によって市中で小売されたこと、⑥古着屋は市中に広く分布したが、麴町十二丁目のように彼らによる常設店舗（表店）が多く集中する町がいくつも存在し、古着の小売市場だったとみられること、以上が明らかにされている。

先述したとおり、西町の古着屋大次郎は戸部村の古着屋から直接買い付けた古着を自己の店舗で小売しているとみられ、江戸のような複雑な構造は見出せないが³⁰、西町北半部に表店で古着の小売を行う経営が集中していたとすれば、麴町十二丁目に近似した“小売市場”的性格を持った場となっていたとみられる。古着商がここに集中していた理由はわからないが、善光寺に近かったことがあるかもしれない。彼らの売る古着が地元で暮らす人々の衣料需要を満たすだけでなく、全国から訪れた参詣者も重要な客だった可能性がある³¹。

(2) 穀屋

家業御改帳にみられるのは西町で穀物商1、穀商1、穀糶商1、阿弥陀院町で穀塩商1と、決して多くはないが、かつて拙著で取り扱った職種であるため触れておきたい³²。19世紀の善光寺町には穀屋仲間が存在していた³³。穀屋仲間は天保4年の時点で31名確認され、各町に分布していたが、そのうち東町に8名、西町に7名がいて、大きな割合を占めていた³⁴。また文久3(1863)年には35名いて、そのうち最多は東町の10名、次が西町の6名であった³⁵。以上のように西町は東町と並んで、善光寺町の中で穀屋の多い町だったのである。善光寺町の穀屋仲間は属する町によって、西町を中心とする組、東町を中心とする組、横沢町など善光寺町北部の町々からなる北方組に分かれており、それぞれに1名ずつ行司が置かれていた³⁶。

ところで天保4年と文久3年とで西町の穀屋仲間構成員を比較してみると、家業御改帳および軒並御改帳が作成された時期を挟んだ30年を経て、継続して名前のみられるのは銀兵衛と彦右衛門のみであり、この2家が安定した経営を行っていたことを示唆している。

銀兵衛の名は家業御改帳にはみられないが、それは彼（宮下家）がこの時西町の庄屋を勤めていたからだと考えられる（図3-1には記載）。軒並御改帳によると、彼の屋敷は間口5間4尺、奥行14間余と西町の中では比較的広かった。善光寺穀屋仲間については、安政2年から明治2年の間、3つの組で行司を勤めていた人物がわかるが³⁷、そのうち銀兵衛家は文久3年の一時期と慶応4年の一時期、西町を中心とした組の穀屋行司を務めたことが確認される。

一方彦右衛門の名は西21に「穀糶商」としてみられる。銀兵衛の屋敷の近くである。軒並御改帳によると屋敷の間口は6間4尺、奥行が16間とかなり広かった。また古着商と同様、彦右衛門の屋敷にも地借、店借は存在しなかった。彦右衛門家は西町の庄屋を務めていたこともあり³⁸、また善光寺穀屋仲間の行司を、銀兵衛が務めた時期と安政5年の一時期を除いて継続して務めていた³⁹。

天保4年時点で確認されるほかの穀屋について述べると、天保5年と7年穀屋行司を務めた彦次

郎の名は、文久3年には確認できない⁴⁰。軒並御改帳の西側北から13番目の屋敷に関する記載をみると、土地の所持状況について「死失彦治郎屋代重左衛門」と記載されている。重左衛門の家業は不明だが、彦次（治）郎はかつてここで屋敷を所持しながら商売を営み、このころ死亡していたと見られる。間口は4間5尺余で、銀兵衛の屋敷に近く、南北に貫通する道に面している。

同じく天保4年における穀屋兵右衛門については、家業御改帳に「死失兵右衛門抱地借」として饅頭商をしている市右衛門、同じ立場で日雇稼をしている寅蔵がいる。軒並御改帳と対照させると、西20の所持主が「兵右衛門死去ニ付代、親類銀兵衛」とあり、また西22に「死失兵右衛門親類銀兵衛抱屋敷」とある。市右衛門と寅蔵はそれぞれこのいずれかにいた可能性があるが、兵右衛門が銀兵衛の親類であったこと、およびこれらの屋敷が彦右衛門の屋敷の両隣にあったことが注目される。また藤兵衛については東10で「死失藤兵衛地借逸平」が「麵類商」を営んでいる。広小路沿いではあるが、これまで検討した穀屋らと場所は近い。また家業御改帳には仙治郎という人物が万七屋代として穀物商を営んでいたことが確認できる。仙治郎の店の場所はわからないが、家業御改帳では彦右衛門の2筆前であり（2人の間に記載されている組頭武助は大家だったと考えられる）、彦右衛門の近くに店があったことは確実であろう。

以上から、西町北半部、古着商が集中している一帯のすぐ南に、穀屋が緩やかに集中していたと考えられる⁴¹。当時善光寺町の穀屋が町の居住者などに穀物の小売を行っていたこと、古着商と同様、表店が営業の場となっていたことがうかがえる⁴²。彼らはいずれも大家であり、銀兵衛と彦右衛門を中心として、善光寺町内で社会的、経済的に上層であったと考えられる⁴³。

文久3年に新たに穀屋として登場する者については、家業御改帳、軒並御改帳で所在を確認することはほとんどできない。ただし重次郎だけは、庄五郎の地借として「穀商」を営んでいたのが家業御改帳から確認でき、軒並御改帳と対照させるとその場所は東32であったことがわかる。もっとも軒並御改帳の東32の記載箇所には紙札が貼付されており、それによると重次郎（紙札には重治郎とある）は慶応2年に代金16両3分でこの屋敷を購入し、大家となったことが確認できる。

（3） 広小路沿いの屋敷

広小路沿いに並んでいる屋敷はいずれも規模が小さい。たとえば東10、11は南向きが正面であり、それぞれ間口が3間4尺余、5間余だが奥行は8間であった。また東12から15は北向きが正面で、いずれも間口は2間5尺、奥行8間であり、東16（北向正面）は間口5間5尺余、奥行8間であった。詳しい説明は別の機会に譲るが、これらの屋敷は近世を通じて人口が増加し、土地の高密度な利用が必要になってきた時点で、もとの屋敷が細分化されてきた可能性がある。それではこれらの屋敷はどのように利用されていたのであろうか。

まず注目されるのが、東15と東16が古着商であり、先にみた景観との連続性がうかがえることである。次に注目されるのが、東10に麵類商、東11に揚酒商（酒の小売商）がいたことである。いずれも表店で商売を行っていたと考えられる。また東14は「西方寺屋借」として万七が煙草商を営んでおり、「屋代」である万七の店借として、小商売、小作稼、店奉公、左官職がいる。職種からみて、万七が表店を使用していた可能性が高い。

先にみたように、西町北半部の古着商が善光寺参詣に訪れた客が立ち寄って衣類を購入する場だったとすると、その際大門町を行き来する参詣客と西町とを結ぶ上で、広小路は重要な位置にあったとみる事が可能である。とりあえず揚酒商、麵類商、煙草商も参詣客を対象として営業を行っていたと考えておきたい⁴⁴。西15の菓子商、西20あるいは西22の饅頭商も同様の性格を持っていたとみなしうる。

このうち東11の揚酒商について、軒並御改帳によればこの屋敷は「牟礼宿又市抱屋敷」であり、家業御改帳では戸主名は「牟礼宿又市抱地借定次郎」となっている。牟礼宿（現上水内郡飯綱町）は善光寺町から北国街道を北上した箇所位置するが、又市はあくまでも牟礼宿の者として記載されている。ところが、天保8（1837）年9月、「西町又市組合惣代」1名、組頭1名、町内惣代組頭2名、庄屋代1名から「御役所」に宛てた嘆願書⁴⁵によれば、西町で揚酒渡世を営む「当町又市」が、牟礼宿の九左衛門の造酒ばかり仕入れていたのを他の酒造家から咎められ、買入先の規制を受けていたことがわかる。この嘆願書はそのことに対する赦免願いであった。

すなわち又市はそもそも牟礼宿の者であったが、家業御改帳及び軒並御改帳作成が作成された弘化から安政の時期にかけて、自らは牟礼宿に居住しつつ東11の屋敷を所持し、そこに地借を置いて揚酒商を営み、地元で酒造業を営む九左衛門から酒を入荷し小売を行っていたとみることができる。

ii 奥に引き込んだ屋敷

南北に貫通する道に面した西8と西11の間に小道があり、そこを奥に入っていくと、西9、西10の屋敷がある。細かい論証は別の機会に譲るが、西9、10のあたりはもともと空き地になっており、時期を下って善光寺町の人口が増加するなかであらためて屋敷割が行われた可能性が高い。

西9はそもそも、西8の大家であり古着商を営んでいた佐兵衛の抱屋敷であり、佐吉が家代（ママ）として大工職を営んでいた。そこにいずれも店借として、仕立物稼、仕立物職、大工職、在郷商、古手仲売、賃糸稼が1戸ずつ居住していた。そのうち賃糸稼のいそと、仕立物稼のつたは女性であった。

これらの人々の居住形態は明らかではないが、大門町の事例として、屋敷内部の家作を描いた絵図が残されており⁴⁶、山本・土本の論文で紹介されている（図5）。天保2年の形態を示したものだが、ひとつの屋敷の中に多くの借家人の居宅が並んでいることが確認できる。西9についても、同様の家作が立てられていた可能性が高い。職種からみても、店借らは常設の店舗を必要としない仕事をしていたとみられる。

なお、西10について家業御改帳でみると、大家尋右衛門が、「賃貸渡世」を行っていたとある。ここでも西9と同様の屋敷利用が想定でき、かつ大家がそこからの店賃収入によって経営を成り立たせていたと考えられる。

西町北半部における店借の分布については、これと先に触れた東14以外には確認できない。おおむね西町北半部は道路に面する表店を古着商や穀屋などの同業者で埋め尽くされ、さらに揚酒商、麵類商などの店も立ち並んでいた。いっぽう店借たちは西9、10のように奥まったところで生活を営んでいたのであった。西9、10は西町北半部においては例外的な存在だったといえよう。

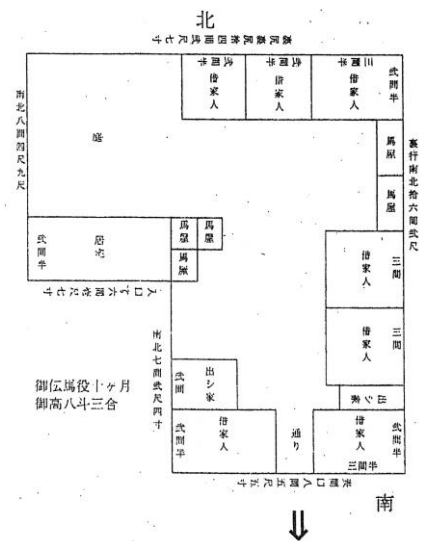


図5 善光寺町における家作形態例②

3. 西町南半部の屋敷と家業

i さまざまな居住形態の混在

北半部と同様、屋敷はいずれも貫通する道を表としている。しかし屋敷の利用形態をみると、アからウにあたる類型が混在している点や、また分布する家業の内訳において、北半部と違った特色が見出せる。

(1) 大家または屋代による屋敷の単独利用 (表1 類型ア)

西町全体における類型アの内訳については表2に示した。位置の推定が可能な22例のうち、北半部で多くみられた古着商8例は南半部ではみられず、対照的にほかのさまざまな職種が南半部一帯にいたことがわかる。

位置の推定が困難な事例(稼業の記載箇所が空白である1例を除いた)についても、家業御改帳の記載順からおおよその位置は推定可能である。家業御改帳は、冒頭から49筆目に東18にあたると考えられる記事があり、62筆目ないしは63筆目に西22にあたると考えられる記事がある。よって先頭から47筆目までに含まれる記事が西町北半部、63筆目より後にある記事が西町南半部に属する可能性が高い。その上で位置の推定が困難な事例の記載場所をみると、前者にあるのは、古着商のほか、古着・漆器商、仕立物稼、太物商、穀物商、鉄物商などとなり、後者に見られるのが屋根葺職、売薬取次、鋸職、檜物細工、在糴商、小間物商、綿商、売布商、紙商、日雇稼、建具職などがとなる。

以上からみて、位置の推定困難なものうち、北半部にある事例の多くは古着商との関連性が相対的に強く、南半部については、位置の推定が可能か困難かを問わず、古着商とは直接的には関係のない、小商人的存在ないしは手工業を中心とした多様な小経営が混在していたといえそうである。その多くは、道に面した表店を営業の場としていたと考えられる。

(2) 大家または屋代と地借による屋敷の利用 (表1 類型イ)

西町全体で類型イに属し、かつ位置の推測が可能な16例のうち、大家が家業を持たない3例を除いた13例が、ほぼ南半部に分布しており、この点で北半部の場合と対照的である。彼らはそれぞれの家が抱えた地借の戸数によって、表3のとおり①地借1戸、②地借2戸、③地借3戸、④地借4戸の4つに分類することが可能である⁴⁷。

①のうち広小路に沿った東15・16(ともに古着商)、馬小路に沿った東27・28、南北に貫通する道に面した東32・33(穀屋重次郎の店)は、表に面した屋敷どうし、片方が大家、片方が地借の地位にあった。この場合、地借も表店において商売を行った可能性が高い。

一方東34、東36、東41は間口がおおよそ3間しかなく、表店を大家と地借が左右に並んで利用することは困難だったとみられる。この場合、地借の家業をみても表店である可能性は低く、表店を大家が利用し、地借は裏店に居住した可能性が高い。東42は屋敷間口が広いが、大家が紺染織を営んでおり、地借が日雇稼であることからして、同様だとみられる。

表2 類型アの内訳

古着商	大家9(8),地借2,屋代1(1)
古着・漆商	大家1
古着仲買	地借8
綿打職	大家2,地借1
綿商	大家2(1)
屋根葺職	大家1
麵類商	地借1(1)
鋸頭商	地借1(1)
古道具商	地借1
太物商	大家1
日雇稼	大家1,地借1(1)
檜物細工	大家1
売薬取次	大家1
売布稼	大家1
漆師職	地借1
鉄物商	大家1(1)
貸糸世	大家1
貸糸稼	大家1(1)
旅商	大家1(1),地借1
足袋・甲掛職	地借1
建具職	屋代1(1)
仕立物稼	大家2(1)
着・書物商	地借1
在糴商	大家1,地借1,屋代1(1)
小間物商	大家1
穀花商	大家1(1)
穀物商	屋代1(1)
伽羅・蠟燭商	地借1
髪結職	大家1
紙商	大家1
金具細工	地借1
菓子商	大家1(1)
節張職	大家1
桶細工	大家1
上絵職	大家1(1)
揚酒商	地借1(1)
(記載なし)	大家1

単位は軒数。カッコ内の数字は位置推定可能数。

表3 類型イの内訳(大家が家業を持つ場合)

屋敷位置推定可能分		屋敷位置推定不可能分	
大家	地借	大家	地借
地借1戸(7組)		地借1戸(6組)	
古着商☆	古着商☆	旅商	旅商
薬種商☆	在糴商☆	市役取集	指物職
湯汲商☆	穀商☆	大工職	古着仲買
在糴商	日雇稼	在糴商	焼酎商
着商	貸糸稼	桶細工	金具細工
紺染職	日雇稼	紺染職	貸歩行渡世
古鉄商*	傘張替	綿打職	古着仲買
地借2戸(4組)→略		地借2戸(4組)→略	
地借3戸(1組)		地借3戸(2組)	
建具職	大工職1 貸糸稼2	売布稼	在糴商 青物商
地借4戸(1組)		在糴商	日雇稼 在糴商3
在糴商	日雇稼1 貸糸稼3		

☆印分は大家と地借が表に面して屋敷を左右に分け合っている可能性が高い。大家が家業を持たない場合の揚酒商と麵類商も同じ。*印は屋代の家業。

②のうち西 33、西 36 については、天神宮町側にも屋敷が道に面している。2 つの事例に共通して、表間口および西側の間口とも広さは3 間前後であり、地借2 戸のうち1 戸が西側を表店としていた可能性はないとはいえない。ただし、後に見る天神宮町の事例を念頭に置くと、その可能性は低いだろう。③のうち東 18 について、賃糸稼2 戸は裏店居住とみて差し支えあるまい。

④は東 19 の1 例に過ぎないが、大家は在糴商（後述）で、それ以外は日雇稼が1 戸、賃糸稼が3 戸である。東 19 は間口が3 間3 尺余、奥行が17 間余であり、地借はいずれも裏店に居住したとみられる。なお前述のとおり家内人数が家族数の実態を伝えるかどうかは保留しなければならないが、賃糸稼のうち2 戸は2 人、1 戸は1 人であり、日雇稼（男性）の家内人数は1 人であった。

以上、①から④を通覧したときに、大家の多くは表店を営業の場として、多様な種類の商工業に従事していたと考えられる。いっぽう地借については、①では大家と共通する家業に従事していた者が見られるが、②以下は表店を利用していた可能性は低くなり、③から④へと移るにつれて、日雇稼や賃糸稼など、次に述べる店借と共通する家業の割合が増えるように見受けられる。

なお4 町全体を通じて、女性名は賃仕事4 人、仕立物稼3 人に加え、日雇稼、青物商、檜物細工、売布稼、紺染職、荒物商が1 人ずついるが、あと26 名は賃糸稼である⁴⁸。逆に賃糸稼はすべて女性名である。他の家業を持つ家でも、同居している女性が賃糸稼に従事していた可能性は高いだろう。

（3） 大家または屋代と店借による屋敷の利用（表1 類型ウ）

西町全体で、類型ウはすべて屋敷の位置が判明するが、6 事例のうち4 事例（西 34、西 35、西 38、西 42）が西町南半部に集中している。以下、特に多くの店借を抱える西 38 と西 42 に言及しておく。

西 38 は間口6 間5 尺、奥行22 間4 尺5 寸の比較的広大な屋敷であり、1 戸の屋代と8 戸の店借が存在していた。家内人口は屋代伝右衛門が3 人口、店借は5 人口が3 戸ある以外は、8 人、7 人、6 人、4 人、3 人が1 戸ずつであった。また西町を貫通する道路と細い道路で結ばれた西 42 には大家のほかにも5 戸の店借がいて、大家が4 人口、店借は2 人口が2 戸、あとは3 人から5 人口が1 戸ずつであった。西の道路に面する側は南北13 間余（東西は8 間余）とかなり広いが、どのように使われていたのかは不明である。ただし、店借の職種及び後述する天神宮町の事例を念頭に置くと、ここが表店として機能していたとは考えにくい。西 38、西 42 に共通して、家作形態は図5 でみたようなものであったと考えられ、先に見た西 9 との共通性をうかがわせる。

いずれにせよ類型ウにおける店借らの家業は、大工職や篩張職^{ふるい}、左官職といった職人と、日雇稼、小作稼、賃糸稼などが混在していたが、その多くは表店を必要としなかったと考えられる。

ii 在糴商

在糴商は19 名存在し、西町全体で最多の家業であったことから、特に注目しておく必要がある。

在糴商のうち位置の推定できる者は西町南半部に多く、推定できない場合も家業改帳の後半に記載が多いことから、南半部に多く居住していたことがわかる。彼らの屋敷における位相の内訳は大家6、屋代3、地借7、店借3 と、さまざまである。東 28 や西 37 のように、大家=在糴商が地借や店借を置かない場合もあれば、西 42 のように、ひとつの屋敷に店借が5 名いるうちの1 名が在糴商である場合もある。また屋敷の位置はわからないが、表3 で示したように、大家である1 人の在糴商に3 人の在糴商が地借として属する場合もある。以上から、彼らの営業のあり方は屋敷における所有のあり方とは無関係であること、すなわち売買の場が屋敷とは無関係であったことは確実に

と考えられる。

西町における在糶商の存在形態を示した史料は今のところ見出せないので、考察の手がかりとして次の史料を掲げる。これは天保6（1835）年12月、大門町の庄屋、本陣、問屋、宿老各1名、および組頭惣代2名から「御役所」（大勸進だとみられる）にあてたものである。

【史料3】⁴⁹

乍恐以書付御聴置奉願上候

近年小商仕候者市日ニ在々江糶商ニ罷出候故市立人薄ク、畢竟蕙見世両側家居前江差出候故、本見世商之故障ニ相成候、以来市日毎町中央江蕙見世差出し商仕度奉存候、乍恐御聴届被成下置候様奉願上候、以上（日付、差出人、宛先略）

近年、市日に「小商」を行うものが村々へ「糶商」に出てしまい、大門町の屋敷前に設置する蕙見世に商人が来ない、さりとて蕙見世自体は通り両側の家作の前に設置されているため、今のままでは「本見世」での商売にも支障が出る、そこで今後は市日における蕙見世の場所を道路中央に移動させたいというのである。

ここでの「本見世」は両側の屋敷を利用した表店を指していると考えられる。誰も来ない店前へ蕙見世のための空間を設けても、表店の売買の障害になるので、蕙見世を道路中央に移動させたいというのがこの文書の主旨である。天保期になっても、大門町では依然として蕙市が市日に開かれていたことがうかがえ興味深い⁵⁰、この段階に至ると、市日に表店前の蕙見世に来るはずの商人（＝「小商」）が、当日周辺村々へ「糶商」に出てしまう状況が常態化してきたのである。

「市日ニ在々江糶商ニ罷出」る商人の正体はこの史料では書かれていない。しかし彼らの活動は、大門町の屋敷所持者の意向に制限されない独立性を持っており、市日以外に在方を回って行っていた売買こそが、彼らの経営において中心的な位置を占めていた。本来であれば市日に蕙市に出して行う売買が、彼らにとっては副次的な意味を持つに過ぎなくなっていた可能性がある。

ところで善光寺町の北東約20キロメートル弱のところに、幕府代官所の陣屋元村として在郷町中野が存在した。『中野市誌』によれば、文久3（1863）正月、中野組香具師商人仲間は香具渡世以外の小間物・菓子・荒物商人や振売などの未組織部分を加え、「中野組商人仲間」と改称し、行司は中野内部の個別町である中町16人、西町9人、東町15人、および隣接する在郷町の松川村10人があつたこと、加入者がいる村の範囲は周辺60ヵ村ほどであつたこと、人数は次第に増加し、明治10年ごろまでには総勢1268人に達したことが指摘されている⁵¹。

ここで注目しておきたいのは、中町・西町・東町・松川村といった町場の加入者が426名と、総数のおよそ3分の1を占めていたことである⁵²。また私は前稿⁵³で、中野組商人仲間は中野で開かれていた定期市に参加する資格を持った商人集団だと推定されることを指摘した。そのうえで、弘化4年正月、中野組香具仲間の帳元と行司らによって作成された嘆願書⁵⁴に「近辺善光寺・須坂・飯山等ニも、右之通夫々組ヲ相立、寄合有之候」との文言があること、元治元（1864）年3月、小布施村の名主らによって作成された書付⁵⁵に「往古より市場故小布施在一統仲間取究、万端談事方之義茂小布施組・須坂組・中野組・善光寺組、其在分も夫々其組ニ相泥ミ」とあることから、近隣の城下町や在郷町などの大都市ごとに同様の商人仲間が存在した可能性がある⁵⁶と述べた。これらの都市は、いずれも定期市が開催されていた場所である。

善光寺町に中野と同様の商人仲間が存在したことを示す史料は今のところ確認できないが、中野の事例を参照するならば、本稿で検討している「在糶商」がそれに含まれ、史料3の「小商仕候者」でもあるのはほぼ確実ではないだろうか。彼らはそもそも売買の場を市日の蕙見世と市日外の在方

に求めており、常設的な売買の場を確保しておく必要性はなかった。このことは在糴商の居所が様々な位相に分散していることとも適合しているといえる。また、彼らの取り扱っていた商品は、特定の物に限定されていなかったのではないか。そのことは、善光寺町の市場で売買されるものが多様な商品からなっていたことと関連しているであろう。

4. 下西之門町・天神宮町・阿弥陀院町の屋敷と家業

i 下西之門町

本稿で検討している家業御改帳と軒並御改帳は、下西之門町・天神宮町・阿弥陀院町の様子も記しているが、西町と比べた場合、屋敷の位置の確定がやや困難である。紙幅の都合もあるので、ここでは無理な断定を避け、おおまかな傾向を指摘しておきたい。

まず下西之門町について、家業御改帳は全部で19筆書かれているが、そのうち肩書が無記載な者が12名いて、大家を指すとみられる。ほかに肩書に組頭とある2名も大家だろう。また、屋代3名いて、これだけで17筆を占める。残りは肩書に「乙五郎地借」とある長蔵（紙・麻商）、「名三右衛門店」とある儀助（古着仲買）がいるに過ぎないが、彼らの直前に乙五郎もしくは名三右衛門の名前は見えない⁵⁷。すなわち家業御改帳からは、下西之門町において大家もしくは屋代が同一の屋敷のなかに地借もしくは店借を置くという形態がみられないのである。

この理由は記載が省略された可能性も否定しきれないが⁵⁸、実際に地借や店借が置かれていなかったのではないか。17筆の内訳は、紙・麻商5（うち1は地借）、荒物商4、古道具商3、伽羅蠟燭水油商2（いずれも屋代）、あとは仕立物稼、呉服商、古着仲買が1ずつと、傾向に偏りをみせる。

これらのうち、「何々商」とある15戸は、表店を常設店舗としていたものと今のところ私はみている。注目すべきはここが、古着商が並んでいる西町北半部のさらに北半に連続していることである。古道具商や荒物商が建ち並ぶ姿は、そこの同質性をうかがわせる。いっぽう紙・麻商の集中は、後に見る阿弥陀院町との連続性を推測させるものである。

ii 天神宮町

下西之門町と極端なまでに対照的な姿を見せるのが天神宮町である。軒並御改帳からは、大家単独、もしくは大家+地借たち、大家+店借たちなどからなるまとまりが17組検出できる。軒並御改帳の屋敷数は21であり、うち同一人物が3つの屋敷を連続して所持している。

総じていえば、ここでは表店商人と思しき家業および屋敷の利用形態がまったく見出せない。天神宮町の屋敷の面する通りが表店を置く場所として機能していなかったことをうかがわせる。この点では西町北半部はもちろん、南半部とも様相が異なる。

いくつか具体例をあげよう。修験道と書かれた龍樹院の屋敷には、地借として賃糸稼2戸のほか、青物商、塗師職、在糴商、饅職、建具職が1戸ずつ見え、龍樹院を含め全部で33人口である。綿仲買を営む組頭藤作の屋敷には、地借として日雇稼3戸、賃糸稼2戸のほか、鼈甲職、在糴商、紺染職、賃歩行渡世の名前が1戸ずつ見え、藤作を含め全部で26人口である。軒並御改帳によれば、龍樹院の屋敷は確定できないが、北より18軒目に藤作跡目岩治郎の屋敷があり、表間口10間8寸、奥行16間余である。これらは地借とあるが、屋敷の利用のしかたは次に見る店借の場合と似ていたのではないかと考えられる。

銅細工を営む七郎右衛門の屋敷には店借として在糴商と綿仲買が2戸ずついるほかは、綿仲買、日雇稼、賃糸稼、賃歩行渡世が1戸ずついる。耕作を営む八蔵の屋敷には店借として賃糸稼3戸、

小作稼 1 戸、在糶商 1 戸がいる。軒並御改帳には北から 13 軒目に七郎右衛門跡目茂助、14 軒目に八蔵跡目むめとあり、それぞれ屋敷の広さは前者が間口 6 間 1 尺×奥行 18 間余、後者が間口 5 間 7 寸×奥行 16 間余である。

天神宮町のほかの屋敷も同じような傾向にある。以上の考察をふまえたうえで、屋敷の枠組みを外して見た場合、家業御改帳の総筆数 64 筆のうち、3 筆以上ある家業として、賃糸稼が 13 戸、日雇稼が 8 戸、在糶商が 7 戸、賃歩行渡世が 5 戸⁵⁹、馬士が 4 戸、小作稼が 3 戸、綿仲買が 3 戸ある。

賃糸稼の多さは男性の戸主がいない家の多さを意味しており、注目される。それ以外にここに掲げた職業は、いずれも居所の外に出て行う労働、すなわち農業か商売か運輸、あるいはそれ以外の単純肉体労働と思しき労働によって成り立つという点で共通している。これらの労働は、善光寺町周辺の在地社会を舞台として営まれたであろうものも多い。こうした労働によって生計を立てる人々が、裏店にひしめいて暮らしていた様相をうかがうことができるのである。

iii 阿弥陀院町

阿弥陀院町の姿は、以上 2 町の間形態もしくは混合形態だといえよう。詳細は略すが、ひとつの屋敷に複数の「賃仕事」や「日雇稼」が抱えられているとみられる例がいくつか存在する。いっぽうで、紙・麻商が 6 戸存在することが目につく。

阿弥陀院町の面する道は西方に向かっており、長野盆地の西側に位置する紙・麻生産地帯である山間部の村々に通じていた。小林計一郎はこれについて、「桜小路・阿弥陀院両町等には借屋の小商人で麻・紙を扱っているものが多く、彼らは水内・更級両郡の山間部で麻・紙を集め、他所の商人や市場へそれをさばくのが普通であったようである」と述べている⁶⁰。ただし、これまでも見た家業御改帳の記載方法によれば、6 戸の紙・麻商は基本的には大家であり、他の地借や店借を抱えている事例はみられない。すなわち、いずれも表店を有してそこで経営を行っていたものと考えられるのである。その点ですぐ東に連続していた下西之門町の 5 戸と同様である。

地元の事情に精通していたに違いない小林の説との整合性が気になるが、弘化 5 年の事例によれば、阿弥陀院町で紙・麻商を営んでいた土屋孫左衛門は、山間部の村々の紙漉業者らに資金を前貸しすることによって商品を集荷しており、それなりの経済力をうかがわせる⁶¹。彼らは元々、山中からの荷物を引き受ける^{おど}宿だったと考えられる。こうした家々が善光寺町の中でも山間部に近い側に立ち並んでいたことが重要である。

おわりに

以上、明らかにした事柄に基づくならば、当該 4 町における家業の分布の傾向は町ごとに定まるのではなく、西町北半部から下西之門町と阿弥陀院町の一部にかけての、少数の業種が表店として立ち並ぶ姿が優勢となっている区域と、西町南半部から天神宮町にかけての、多様な家業に従事する地借や店借たちが裏店に混住する区域を両極として、多様な相貌を呈した多くの小地域が内包されていたといえることができる。

とはいえ、それらの多様な小地域に共通した性質として、当該 4 町の人々の生活が、善光寺町内部のみならず、周辺の在地社会の人々との間で、本稿で指摘したような実にさまざま経路で関わりを持つことによって維持されていた点を挙げる必要がある。そしてそのことは、周辺の在地社会の人々にとっても、善光寺町が生活を支えるうえで重要な役割を果たしていたことを意味するだろう。

幕末期にこのような姿になるまでの間に、善光寺町がどのような過程を経てきたかの追究が重要

である。そのために明らかにしなければならない事柄は多いが、本稿の分析結果を通じてみても、やはり市場と宿の変遷を中心に検討を進めるべきだと考えられる。この作業は、善光寺町全体の特質を探るうえで、重要な位置を与えられるはずである。

-
- ¹ 本稿は2004年2月、信濃史学会第15回信州近世史セミナーでの口頭報告「近世善光寺町の家作形態と民衆世界」を下敷きに、2005年3月に東京大学から学位（博士）を授与された論文『近世地域の穀物流通と商人の研究』に含まれた章を、その後の知見をもとに改稿したものである。
- ² 吉川弘文館、1969年刊行。
- ³ 小林前掲書347、370頁など。
- ⁴ 私がかつて発表した論文でも、この点は課題として残されたままであった。拙稿「近世善光寺町の分節構造」『年報都市史研究』8、2000年。
- ⁵ 小林前掲著249頁。
- ⁶ この史料は『長野県史』近世史料編7(2)1252として翻刻されている。現物は川中島小学校所蔵であり、現在長野市立博物館に寄託されている。
- ⁷ 『角川日本地名大辞典 長野県』（角川書店、1990年）における記事「西之門町」によれば、もともと西之門町と見えていた場所が、近世中期以降、上西之門町・下西之門町と分けて呼ばれ、明治以降は下西之門町が単独で西之門町と呼ばれるようになったとのことである。ただし、本稿で取り扱う「家業御改帳」「軒並御改帳」ではすでに下西之門町だけを指して「西之門町」と呼んでいる。なお、後述するとおり下西之門町は西町の、上西之門町は桜小路の庄屋が兼帯した。
- ⁸ 樋口和雄『信州の江戸社会—村や町の間模様』（信濃毎日新聞社、2001年）73頁。北原糸子「震災「復興」をとらえる—善光寺西町の「家業改帳」と「切支丹宗門帳」が語る真実」（赤羽貞幸・北原編『善光寺地震に学ぶ』所収、信濃毎日新聞社、2003年）。
- ⁹ 家業御改帳の作成時期は地震から約1年後だが、北原は家業御改帳と嘉永3年の「切支丹宗門御改帳」を比較した結果、家業御改帳において地借の大幅な減少と店借の大幅な増加がみられることと、また家族人数が激減している家が複数みられることを根拠として、家業御改帳は震災直前の姿を大幅な改訂もできずに役所に提出されたもの、と推定している。この点について私は確定する材料を持ちあわせていないため、本稿ではとりあえず北原の見解に従っておく。
- ¹⁰ 吉田伸之「表店と裏店—商人の社会、民衆の世界」『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、2000年、所収。初出は吉田編『日本の近世 9 都市の時代』中央公論社、1992年。ここでとりあげられているのは南和男『幕末江戸社会の研究』（吉川弘文館、1978年）。
- ¹¹ 山本哲徳・土本俊和「近世信濃善光寺町門前における大門町の前形とその変容」（『日本建築学会計画論文集』1997年6月）。
- ¹² この段落の記述については小林前掲書、角川書店『角川日本地名大辞典20 長野県』の「にしまち」、平凡社『日本歴史地名大系20 長野県の地名』の「西町」の記述を参照した。
- ¹³ 『長野県町村誌』北信編「長野町」によると、西町の南北の長さは293間、大門町は218間、東町は158間とされている。それぞれの算出方法は明らかではないが、実際には3町とも、本文で述べた数字に近い規模だったとみられる。
- ¹⁴ 家業御改帳には「何人口」という形で一筆ごとに人数が記載されており、西町全体では合計588人を数えるが、北原氏は前掲論文において、家業御改帳を作成した庄屋である宮下銀兵衛が、個々の家々の家族人数を正確に把握できたとは限らず、従ってこの人数についても不正確な可能性があるとして、これをそのまま人口であるとはみなしていない。この見解が正しいかどうかは即断できないが、筆者も本稿ではこの数字に利用には慎重な態度をとることとする。
- ¹⁵ 『長野県史』近世史料編7(1)433。
- ¹⁶ 『大長野市』（宮沢義一編集発行、1927年）16頁。『長野市誌』第5巻歴史編近代1、150頁。同第8巻旧市町村史編、88頁。
- ¹⁷ 旧長野県史編纂史料7 善土12-1。
- ¹⁸ 1間は6尺3寸で計算されている。
- ¹⁹ 西22、23のあたりが前述した新道だと考えられる。現在では西22~24、東17~19一帯を、東西に走

る道路が貫通しているため、旧来の面影は失われつつある。

²⁰ 軒並御改帳との照合による。

²¹ 信濃史学会における報告では、東 33 における家業について、『長野県史』での活字史料をもとに「湯波商」としたが、報告後、青木美智男氏に「湯汲商」の間違いではないかとの御教示を頂いた。その後長野市立博物館における原文書によって確認を行ったところ、「湯汲商」の可能性が高いと考えられる。

²² 家業御改帳だと大家のうち外から入り込んでいる者はさほど多くないが、それらの事例では屋代を置いている割合が高い。

²³ 地借を置いて大家が家業を営まない 3 例のうち、2 例は地主が「死失」しており（穀屋の箇所では後述する藤兵衛と兵右衛門）、1 例は後述する牟礼宿又市が大家である。例外的事項に属するとしてよい。

²⁴ 西 1 から西 23 まで道路に面した間口の総合計は 85 間 4 尺余となり、北端から南端までの総間数 161 間余のおよそ半分となる。

²⁵ 古着商のうち特定の屋敷との対応関係が認めにくい者についても、家業御改帳の記載順から判断して、この一帯で営業を行っていたと考えられる。

²⁶ 『長野県史』近世史料編 7 (2) 1333。天保 7 年の桜小路における吉右衛門の屋敷。

²⁷ 旧長野県史編纂史料 8 善流 19-1。

²⁸ 近世における古着が全国規模で流通していたことについては、脇田修「全国市場の展開」（『近世封建社会の経済構造』御茶の水書房、1963 年）、吉田伸之「江戸のリサイクル—古着屋と古着の市をめぐって—」（吉村武彦ほか編『日本の歴史を解く 100 話』文英堂、1994 年）、杉森玲子「江戸の古着商人」（杉森著『近世日本の商人と都市社会』東京大学出版会、2006 年、初出は吉田伸之編『シリーズ近世の身分的周縁 4 商いの場と社会』吉川弘文館、2000 年）などを参照。

²⁹ 吉田「表店と裏店」、杉森前掲論文。ここでの要約はおもに吉田論文による。

³⁰ なお、家業御改帳には「古着仲買」が西町に 6 名、下西之門町と阿弥陀院町にそれぞれ 1 名見える。彼らと「古着商」との関係は今のところ不明である。

³¹ この地区における古着屋は明治に入って隆盛を迎え、太平洋戦争後まで続いたが、現在ではその面影はみられなくなっている。長野市誌民俗調査報告書第 3 集『善光寺町の民俗』（長野市誌編さん委員会民俗部会、1999 年）、第 1 地区市制 100 周年記念事業実行委員会編『写真で語るわが町 100 選』（2003 年）参照。

³² 拙著『近世信州の穀物流通と地域構造』（山川出版社、2007 年）。

³³ 以下、この段落の記述は拙著第 4 章による。初出は吉田伸之編『流通と幕藩権力』（山川出版社、2004 年）所収。

³⁴ 国立国文学研究資料館真田家文書い-1284。

³⁵ 長野市誌編纂室写真帳 14-14。なお実際にはこの史料によれば、善光寺町に北国街道沿いに南接する松代藩領妻科村（とくにそのうちの街道沿いの町場である後町および石堂）、越後椎谷藩領問御所村など善光寺領以外の村から 15 名も加わっており、総勢 50 名を数える。

³⁶ 長野県立歴史館所蔵今井家文書 15-10-2、『長野市誌』第 13 巻資料編近世 357 など。

³⁷ 『長野市誌』第 13 巻資料編近世 357。

³⁸ 長野市公文書館蔵の史料群を概観する、19 世紀段階、西町の庄屋はおおむね銀兵衛の家か彦右衛門の家が勤めていた可能性が高い。

³⁹ 注 38 と同。なお安政 5 年の一時期行司を務めたのは吉祥郎という人物である。ただし彼の名は家業御改帳、軒並御改帳のいずれにおいても確認できない。

⁴⁰ 『長野県史』近世史料編 7 (2) 1322、同 1323、『長野市誌』第 13 巻資料編近世 339。

⁴¹ 弥八については、西 6 で古着商を営む同名の者がいる。これが同一人物かは不明である。

⁴² 詳細は拙著第 4 章で説明した。

⁴³ 長野市誌編纂室写真史料 1161-85 によると、寅 2 月（安政 2 年か）に銀兵衛は「私家之儀者、享保 3 成年方穀物御用相達」とある。

⁴⁴ それに加えて広小路は西方寺門前としての意味を持っていたのかもしれない。なお同じ小路である馬小路とはこの点で性格が異なっていたと考えられるが、馬小路に関するデータが不足しているため、比較検討することができない。

⁴⁵ 『長野県史』近世史料編 7 (2) 1335。

-
- ⁴⁶ 長野県立歴史館所蔵小野家文書絵図 22-5。私も現物を確認している。
- ⁴⁷ なお位置推測の不可能な分についても同じ傾向を有する。
- ⁴⁸ 西町における貸糸稼の生活の様相については、前掲樋口著に詳しい。
- ⁴⁹ 『長野県史』近世史料編 7 (2) 1329。
- ⁵⁰ 17 世紀末にはほかの町々でも蕨市が立てられていたが (拙著第 3 章)、19 世紀段階では大門町以外での蕨市の開催について書かれた史料は今のところ見出せず、その有無はまったく明らかにすることができない。
- ⁵¹ 『中野市誌』歴史編前編 672 頁。
- ⁵² 旧長野県史編纂史料 8 幕流 1-1。
- ⁵³ 拙稿「北信濃の商品流通における中野村の位置」(高井地方史研究会『幕領中野陣屋の支配機構と民政』北信ローカル、2017 年)。
- ⁵⁴ 旧長野県史編纂史料 8 幕村 21-6。
- ⁵⁵ 『長野県史』近世史料編 8 (2) 939。
- ⁵⁶ 小林前掲著 351 頁。
- ⁵⁷ 軒並御改帳では西側南から 3 軒目に長蔵、4 軒目に渡口順平屋代儀助がいて、家業御改帳時点での両名がそれぞれ大家、屋代に“昇格”した可能性も考えられる。
- ⁵⁸ なお、軒並御改帳では下西之門町は 27 筆の屋敷が記載されており、家業御改帳の筆数より多い。同様の傾向がみられる西町では、家業御改帳に庄屋銀兵衛にかんする記載がなく、町役人などの分が省略された可能性がある。なお、27 筆のうち連続する 3 筆は藤井伊右衛門の屋敷であった。伊右衛門は寛永 2 (1625) 年以來、酒造業を営んでおり (『長野県史』近世史料編 7 (2) 1287)、近世から近代を通じて善光寺町の経済的・社会的有力者であり続けた。家業御改帳にはその名前はみえない。
- ⁵⁹ うち 1 戸は「賃歩渡世」とある。賃歩行渡世の具体的な労働のあり方については今後の課題としたい。
- ⁶⁰ 小林前掲著 370 頁。
- ⁶¹ 『長野県史』近世史料編 7 (2) 1340。なお、家業御改帳に孫左衛門の名前はみえないが、軒並御改帳では阿弥陀院町で道路に面した北側西詰から 5 軒目に大家として確認できる。

(本研究は、J S P S 科研費 (課題番号・17K03097) の助成を受けたものです。)